

蔵王山の火口周辺警報で影響を受けた中小企業者に対する

中小企業振興資金等の利子補給を行います

蔵王町では、平成30年1月30日の蔵王山の火口周辺警報発令により事業活動に影響を受け、経営安定のために必要とする下記の災害資金を利用した中小企業者に対し利子補給を行います。

□対象者

- ①蔵王町に本社又は主たる事業所を有し、利子補給金交付対象融資を受けた中小企業者で町税等に未納のない方。
- ②最近1ヶ月の売上高が前年同月期の売上高に対して10%以上減少した方。

□利子補給金交付対象融資

	宮城県中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金	日本政策金融公庫 経営環境変化資金	蔵王町中小企業振興資金
融資限度額	5,000万円	4,800万円	1,000万円
償還期間 (据置)	運転資金・設備資金ともに 10年以内(2年以内)	運転資金 8年(3年以内) 設備資金 15年(3年以内)	運転資金 7年 設備資金 10年
利率	1.70%以内	1.90%以内(3月9日現在)	1.50%
交付対象者	最近1ヶ月の売上高が前年同月期の売上高に対して10%以上減少して、県・町・商工会いずれかによる認定を受けた方	最近1ヶ月の売上高が前年同月期の売上高に対して10%以上減少して、商工会による認定を受けた方	最近1ヶ月の売上高が前年同月期の売上高に対して10%以上減少して、商工会による認定を受けた方
対象となる 融資実行期間	平成30年3月1日から 平成30年6月29日まで	平成30年3月1日から 平成30年9月30日まで	平成30年3月1日から 平成30年9月30日まで
利子補給金 交付対象期間	借入日から2年後の 月の約定日まで	借入日から2年後の 月の約定日まで	借入日から7年後の 月の約定日まで
融資問合せ先	宮城県商工観光部 商工金融課 電話：022-211-2744	蔵王町商工会 電話：0224-33-2138	蔵王町農林観光課 電話：0224-33-2215

□利子補給金の額

- ・毎年1月～12月に金融機関に支払った利子の全額(延滞利子の額を除く)。
ただし、償還の遅延等により償還計画の年次を超えた場合の当該償還金に係る利子については、交付対象外となります。

□利子補給金交付申請期限

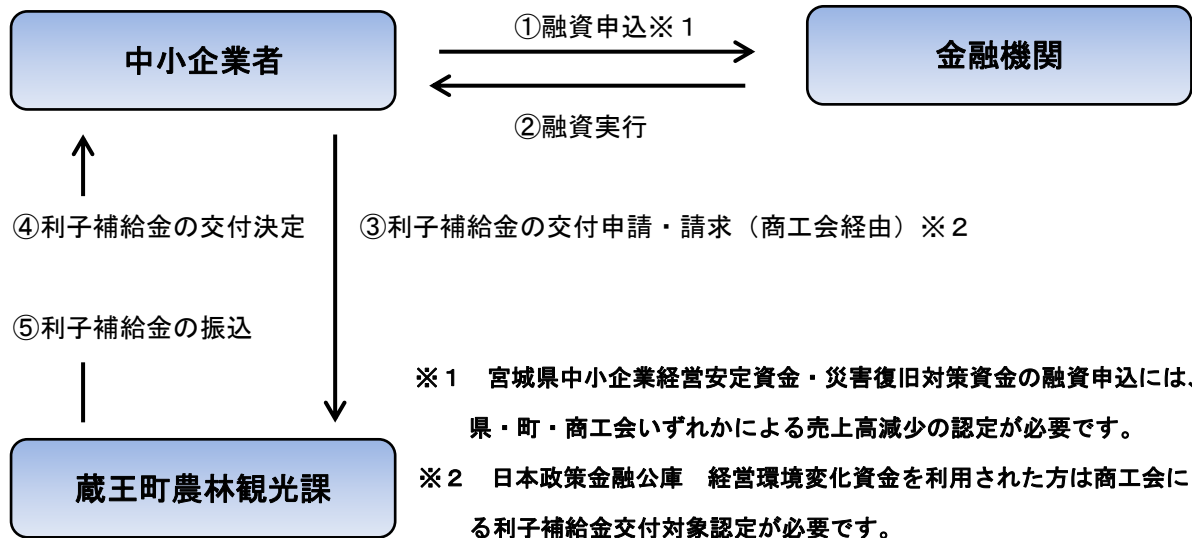
- ・翌年の1月末日までに利子補給金交付申請書に必要書類を添付し、商工会を經由して町農林観光課に申請してください。

※裏面もご覧ください

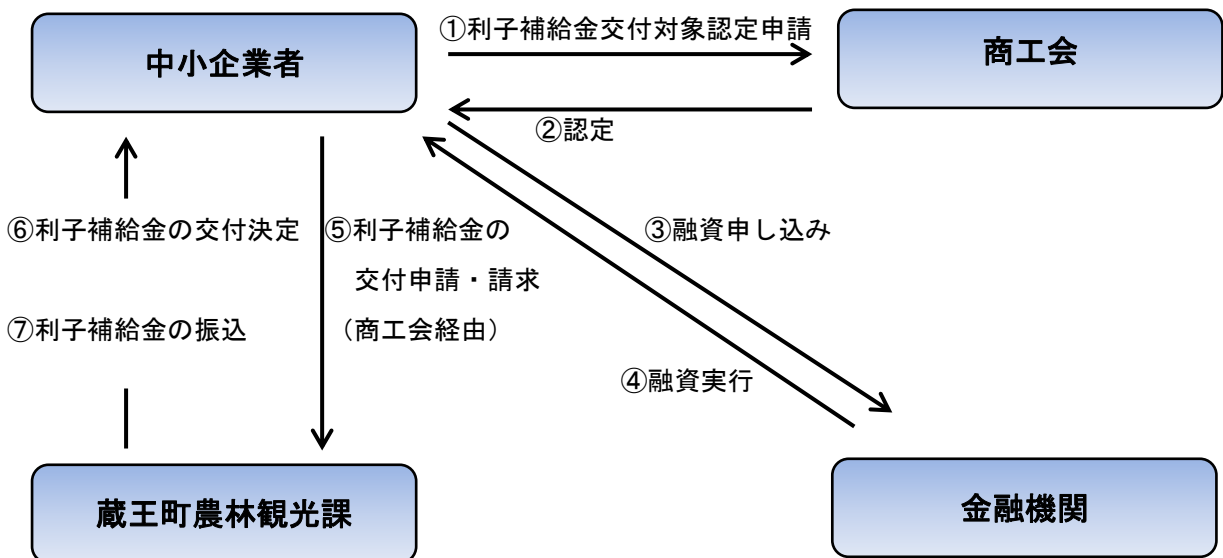
□ 利子補給金交付申請手続きの流れ

宮城県中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金

日本政策金融公庫 経営環境変化資金



蔵王町中小企業振興資金



□ 問合せ

蔵王町農林観光課

☎ 0224-33-2215

